

社会福祉法人榮福社会 評議員・役員の報酬等及び  
費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人榮福社会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員及び役員の報酬は日額とし、評議員会及び理事会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内、役員については200,000円の範囲内で、一人当たり3,000円を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員及び役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

〈費用の弁償〉

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

- 附則
- 1 法人役員等費用弁償規程は廃止する。
  - 2 この規程は、平成30年2月7日より施行する。